

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の保険証が更新されます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は**平成29年9月30日まで**となっております。
 昨年までは各地区において保険証の更新を実施しておりましたが、今年から新しい保険証は各世帯に9月中に郵送いたしますので、ご確認ください。**(国民健康保険税(国保税)に未納がある世帯には、納税相談の上、新しい保険証をお渡しいたしますので、郵送はいたしません。)**

10月1日以降に医療機関等で受診される際には、新しい「保険証」を窓口に表示してください。

また、70歳から74歳までの方には、高齢受給者証を7月にお送りしておりますが、こちらの有効期限は**平成30年7月31日まで**となっております。

限度額適用認定証の更新について

入院・通院の医療費の支払いを自己負担限度額までとするために、限度額適用認定証等があります。医療機関の窓口で認定証を提示することで、国保に加入世帯の所得に応じて、窓口で支払う医療費が限度額となり、住民税非課税世帯については食事代が減額されます。

認定証の交付には申請が必要です。急な入院等で医療費が高額になる方は、随時受付をしておりますので、保険証、印鑑(スタンプ印は不可)、マイナンバーカード(または通知カード)を持参のうえ、手続きにお越しくください。

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

国民健康保険の被保険者が就職した場合や、勤務先を退職して社会保険から脱退した場合には、届出が必要となります。

勤務先を退職した場合は、本人またはご家族が国民健康保険と国民年金の加入手続きを行う必要があります。退職とともに社会保険を脱退した場合は、前の勤務先から「健康保険資格喪失証明書」が発行されますので、こちらを持参のうえ、手続きください。

手続きが遅れると、医療機関を受診した際の医療費が全額負担(10割負担)となり、また年金の未納額が発生し受給額が減額されるなど、非常に不利益が伴います。手続きの際は、保険証、印鑑(スタンプ印は不可)、マイナンバーカード(または通知カード)を持参のうえ、速やかに手続きにお越しくください。

国民健康保険税について

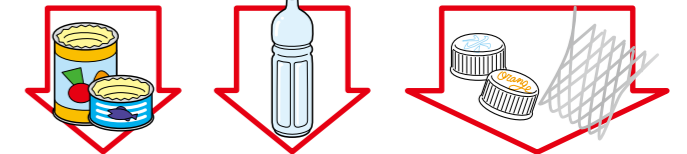
国民健康保険税(国保税)は1世帯あたりの所得、資産、世帯の加入者数に応じて計算し、4月からの1年間の国保税を、7月から2月までの8期に分けて納付していただきます。なお、一部の世帯は、世帯主の年金から特別徴収(天引き)されます。

特別な理由がなく国保税の納付がない場合には、給付が制限される場合があります。納付が困難な場合には、早めにご相談ください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:木村)

! ごみの出し方、再確認! !

これは、もやせないごみの日に出されたものです。このようなごみは回収されません。



びんの中身 びん びんのふた(金属製) ガラスのコップ

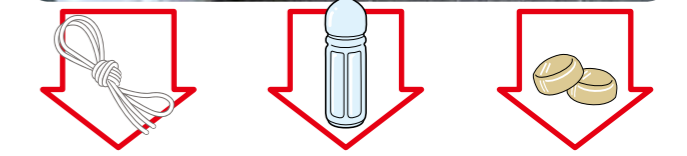
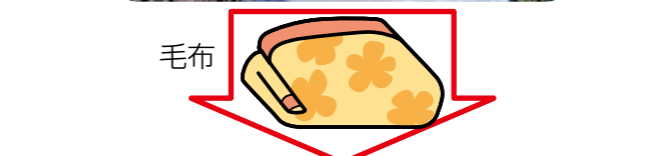
缶 ペットボトル キャップ 果物用保護ネット



もやせるごみ 資源ごみ もやせないごみ

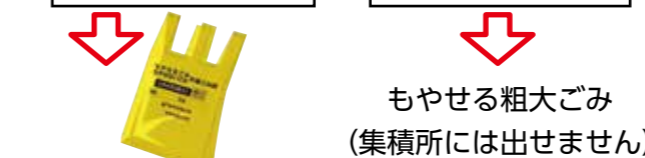
資源ごみ 資源ごみ 資源ごみ

これは、容器包装プラスチックの日に出されたものです。このようなごみは回収されません。



毛布 50cm以下に切断 切断できないとき

ビニールひも 梱包用PPバンド ペットボトル びんのふた (プラスチック製)



もやせるごみ

その他プラ 資源ごみ 資源ごみ

回収できないごみ袋には、回収できない旨の「シール」が貼られています。
 自分が出したごみに責任を持ち、分別後は、**赤マジックで「分別済み」と表示**して決められた収集日に出し直しましょう。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:奈良)